

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)



2020 年 2 月 17 日

東京電力ホールディングス株式会社

2020年2月17日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明



当社は、2019年11月11日付で当社の100%子会社である東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社が再生可能エネルギー発電事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に係る事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

2019年11月11日付で当社と吸収分割承継会社が締結した吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

2. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式316万7,000株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の第1期事業年度は、成立の日である2019年10月1日より2020年3月31日までであり、本書作成日現在、第1期事業年度を終了

しておりません。吸収分割承継会社の成立の日の貸借対照表は、別紙2のとおりです。

4. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

6. 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ8兆2,962億円及び6兆1,165億円です。

また、本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ4,729億円及び2,228億円です。

これらに加え、当社の2019年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の成立の日である2019年10月1日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,000万円及び0円です。

また、本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ4,729億円及び2,228億円です。

これらに加え、吸収分割承継会社の2019年10月1日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負

債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以 上



吸収分割契約書

東京電力ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が営む再生可能エネルギー発電事業及び小売電気事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：東京電力ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：東京電力リニューアブルパワー株式会社

住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

1. 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して普通株式 316 万 7,000 株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金 9 億 9,500 万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金 2 億 4,500 万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第 7 条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について、株主総会の承認を求めるものとする。

第 8 条 (競業禁止義務)

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し会社法第 21 条第 1 項に基づく競業禁止義務を負わない。

第 9 条 (本契約の変更・解除)

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条 (本契約の効力)

本契約は、次のいずれかの事由が生じたときは、その効力を失う。

- (1) 第 7 条第 2 項に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき
- (2) 法令に定める関係官庁等の承認等が効力発生日までに得られなかったとき

第 11 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年11月11日

甲 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明



乙 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力リニューアブルパワー株式会社
代表取締役社長 小林 功



承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

① 本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（但し、本件事業のみで利用しているソフトウェアを含むが、本件事業のみで利用しているソフトウェア以外のソフトウェア及び本件事業のみに属する著作権以外の知的財産権を除く。）及び投資その他の資産

② 甲が本件事業に関連して有する（本契約締結日から効力発生日までの間に甲が本件事業に関連して取得するものを含む。）関係会社等の株式（但し、効力発生日までの間に、当該株式の承継について法令等又は第三者との契約上要求される手続が履践できなかった場合を除く。）

(2) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、貯蔵品その他の流動資産

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する社債、借入金、退職給付引当金その他の固定負債

(2) 流動負債

本件事業に属する社債、借入金、買掛金、未払金、未払費用その他の流動負債（但し、関係会社からの預り金に関する流動負債を除く。）

3. 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している、以下に記載する従業員（但し、いずれも特別管理職を除き、また、甲の子会社その他の企業・団体等への出向・派遣者、嘱託・パートタイマー及び社外からの出向・派遣者を含む。）に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

① 本件事業に従事する従業員

② 上記①以外の従業員のうち、(i) 上記1. (1)②により乙に株式が承継される関係会社等への出向者及び(ii) 当該関係会社等の関連会社への出向者

4. 承継する契約上の地位及び権利義務並びに許認可等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務（上記1. 及び2. により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）。但し、次の各号に係るものを除く。

① 上記1. 及び2. により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務

② 甲の関係会社等に対する貸付に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務

③ 甲が関係会社等のために負担する保証債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上



貸借対照表
(2019 年 10 月 1 日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
合計	10	合計	10



本事前開示書面は原本に相違なきことを証します。
2020年2月17日

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明

